

天平感宝元年五月五日の大伴家持歌の性質

著者	小田 芳寿
引用	百舌鳥国文. 2021, 30, P.39-50
URL	http://doi.org/10.24729/00017425

天平感宝元年五月五日の大伴家持歌の性質

小田 芳 寿

一、はじめに

直近の約二十年間で、古代交通史や軍事・防衛文化の研究は大きな飛躍をとげた。特に、古代北陸道の交通形態については、金田章裕氏「加茂遺跡（石川県津幡町）深見村・深見駅」〔『古代・中世遺跡と歴史地理学』、吉川弘文館、二〇一一年七月〕に論がある。¹そして、関のありようを考察しながら古代北陸道の防衛体制を説く論には、館野和己氏「三関と山国の交通―愛発関を中心に―」（鈴木靖民氏、吉村武彦氏、加藤友康氏編『古代山国の交通と社会』、八木書店、二〇一三年六月）があげられる。²こうした研究が相次いで提出される状況下において、その研究成果が、古代北陸道に関する歌表現の考察に還元されているとはいい難い。この点に注意を払いながら、本稿では、次の、越中守在任時の大伴家持の歌の考察を試みる。

天平感宝元年五月五日に、東大寺の占墾地使の僧平榮

天平感宝元年五月五日の大伴家持歌の性質

等を饗す。ここに守大伴宿祢家持、酒を僧に送る歌一首

焼き大刀を 礪波の関（刀奈美能勢伎）に明日よりは守部
遣り添へ 君を留めむ （18・四〇八五）³

当該歌には、礪波関が歌われる。礪波関については、当時、廃関であったとする論がある。そしてその論の多くは、礪波関が廃関であったことを歌の読みに関わらせる。たとえば、浅香山木氏「俱利伽羅手向神社と長栄寺」〔『津幡町史』、津幡町史編纂委員会編、一九七四年三月／『中世北陸の社会と信仰』、法政大学出版局、一九八八年四月所収〕は、天平感元年五月五日時に礪波関が廃関であったことを主張して、

（礪波関―引用者注）廃関から日を経ていたからこそ、「守部遣り添へ」の表現が、東大寺の使僧に対する儀礼的言辭として生きてくるのであり、現に兵士が置かれているのであれば、家持の歌は全く無意味なものになってしまう

と説く。また、『新編全集』は、

この頃、礪波の関は蝦夷^{えみし}防衛の本来的意義を失い、廃関かそれに近い状態であつたが、ここは帰京する平采ら一行を引き留めるために、急遽増員せよと下僚に命じた趣

と述べる。浅香論文や『新編全集』は、当時、礪波関が関としての機能を喪失していたことを歌の読みに反映しているという点で共通する。

ただし、天平感宝元年時、礪波関は、北陸道の要衝であり、交通や軍事・防衛面で重要な機能を担っていたと考えられる。^①すると、前掲、浅香論文や『新編全集』の歌の読みは、礪波関が廃関であつたことを踏まえてのものであるため、再考を要する。

そこで本稿では、機能していたと考えることが出来る礪波関と、下句の「明日よりは守部遣り添へ君を留めむ」の関りを明確にする。そして、当該歌の性質を考えてみたい。

二、明日よりは守部遣り添へ君を留めむ

当該歌「明日よりは守部遣り添へ君を留めむ」は、『全注巻第十八』が、「惜別の情を示したもの」と指摘する。「明日よりは」あるいは「明日ゆりや」など助詞を伴って一句を形成

し、その表現を用いて、明日と明日に続く未来に視線を向ける歌は、当該歌以外で集中、十五例ある。いずれも、

明日よりは我は恋ひむな名欲山石踏み平し君が越え去な
は (9・一七七)

恐きや命被り明日ゆりや草が共寝む妹なしにして (20・四三二)

のように、旅立つ者と送る者が設定され、別離以後の行動が歌われる。当該歌の「明日よりは」もその範疇に収まる表現である。当該歌の場合、別離以後の行動の表現は「守部遣り添へ君を留めむ」である。「君を留めむ」は惜別の情をあらわすものであり、送別の際の一般的な歌い方といって良いだろう。たとえば、「留む」は、集中、二十六例ある。その中でも、当該歌と同じように「関」と「留む」が共起する歌は次の三例である。

① 出でて行く道知らませばあらかじめ妹を留めむ関も置か
ましを (3・四六八)

② 我が背子が跡踏み求め追ひ行かば紀伊の関守い留めてむ
かも (4・五四五)

③ ぬばたまの夜渡る月を留めむに西の山辺に関もあらぬか
も (7・一〇七七)

この中で、①歌は、妻の死という別離にあたり、関を置くことを反実仮想の形式で歌う。②歌では、夫の残した足跡を探索追求していけば起こってしまう障害（関に止められること）を予想している。そして③歌は、①、②歌のように対象は人ではないが、月の入り行くのを名残り惜しく思い、月が沈むのを妨げる関を歌っている。やはり、関に「留む」ことを歌う歌い方は、集中に見ることが出来る歌い方であり、当該歌の「君を留めむ」も同様のことがいえよう。

ただし、当該歌において注意が必要なのは、具体的な関名である「礪波関」をあげて、その関に、「守部」を「遣り添へ」て「留む」ことを歌う、歌のありようである。「遣る」は、次の歌々のように、

大船にま梶しじ貫きこの我子を唐国へ遣る斎へ神たち

(19・四二四〇)

我が背なを筑紫へ遣りて愛しみ帯は解かなあやにかも寝も

(20・四四三二)

と、自分のいる所から、人を遠くにやる、或いは行かせる意である。そして、「遣り添へ」の「添ふ」は、付け加えることをあらわす。『日本霊異記』（下巻第一話）には、

く之を以て師に施し、優婆塞を二人添へ、共に遣りて見送

らしむく

とある。これは、優婆塞と一緒に遣わすことをあらわす。こうした、「遣る」と「添ふ」の例を踏まえれば、当該歌は、大伴家持のいる場所（越中国府）から、守部（国府にいる守部）を礪波関と一緒に遣わす、ということになるろう。

次に「守部」は集中、三例。

橘を守部の里の門田早稲刈る時過ぎぬ来じとすらしも

(10・二二五二)

筑波嶺のをてもこのもに守部据多母い守れども魂そ合口ひにける

(14・三三九三)

くあしひきのをてもこのもに鳥網張り守部を据多てちはやぶる神の社に照る鏡倭文に取り添へ乞ひ禱みて我が待つ時にく

(17・四〇一一)

いずれも「守部」は、守り監視を任とする者と把握できる。当該歌の場合、礪波関に、「守部」を「遣」るということは、平榮等一行を守り監視する者が派遣されるということになる。それは形式的には兵士をあらわすのではないか。当該歌第一句目の「焼き大刀を」は、「礪波の関」へと続き、鋭い意の「ト」にかかる枕詞であろう。しかし、当該歌「焼き大刀」が持つはたらきはそれだけではあるまい。そこで、次の歌を見る。

焼き大刀のかど打ち放ちますらをの 寿く豊御酒に我酔ひ
にけり (6・九九九)

「焼き大刀のかど打ち放ちますらをの」について、『全注巻第六』は、「大刀を鞘から抜き放つ意味を採用し、第一、二句を、第三句の大夫にかかる序詞」として、「鋭い大刀を抜き放った姿をもって『大夫』を導き出した表現」と説く。「焼き大刀のかど打ち放ち」を「ますらを」にかかる序詞とするかは議論が分かれるところではあるものの、「焼き大刀のかど打ち放ち」という、鋭い大刀を抜き放った勇猛な姿と、「ますらを」が関わることは間違いない。「焼き大刀のかど打ち放ちますらをの」は「ますらを」の勇猛な武人の姿をあらわすといえる。

当該歌の「焼き大刀を礪波の関に明日よりは守部遣り添へ」において、「焼き大刀」は、礪波関の軍事・防衛拠点といった軍事力を射程に収めた表現と考えられる。その軍事・防衛拠点である礪波関に、守り監視する者が同行するということは、それは武力を伴った者であり、ここでは兵士と考えるのが妥当である。当該歌は、旅立つ平衆等一行に、兵士と一緒に遣わし、礪波関に留めようとする意となる。

では、当該歌において、礪波関に兵士を一緒に遣わして、平

衆等一行を留めようとすることは、一体何をあらわすのであろうか。前掲、自分のいる所から、人を遠くにやる、或いは行かせる意の「遣る」の歌の中で、使いを遣わす歌はあっても守部を遣わす歌はない。また、前掲、巻4・五四五番歌「我が背子が跡踏み求め追ひ行かば紀伊の関守い留めてむかも」のように、関守に止められてしまうことを歌う歌はあっても、守部を遣わし添えて留めることを歌う歌はない。その意味において当該歌は一般的な別離を歌う歌ではないということになる。これを明確化すべく、次に、関に守部を遣わすことが何をあらわすのか、を考えていく。

三、関の統括のありよう

まずは、関を管理する統括責任は誰にあるのか、ということを考えていく。『職員令大国条・第七十』を見ると、

大國

守一人。掌らむこと、神社のこと、一戸口の簿帳、百姓を字養せむこと、農桑を勧め課せむ其れ陸奥、出羽、越後等の国は、兼ねて饗給、征討、斥候知れ。老岐、対馬、日向、薩摩、大隅等の国は、鎮拜、防守、及び蕃客、帰化を惣べ知れ。三関国は、又関割及び関契の事掌れ。く

とある。職員令には、三関国（鈴鹿・不破・愛発）が置かれて
いる伊勢・美濃・越前の国司は、関柵、及び、関契（軍の通行
証）を司ると記される。

さらに『軍防令置関条・第五十四』には、

凡そ開置きて守固すべくは、並に置きて兵士を配し、分番
して上下せよ。其れ三関には、鼓吹、軍器設け、国司分當
して守回せよ。配せむ所の兵士の数は、別式に依れ。

とあるように、関を置いて守る場合は、兵士を配し、分番して
勤務・非番することが決められている。そして、三関では、国
司が、鼓吹・軍器を設置して守る体制を整えるのである。

すなわち、『職員令』、『軍防令』を踏まえれば、三関は、国
司による管掌、守固が規定されており、その統括責任は国司に
帰すると理解してよい。国司による関の管掌・守固が、三関だ
けに限定されるわけではなく、一般的な関でも有効であったの
ではないか。

たとえば、『考課令最条・第四十九』には、

譏ひ察ること方有りて、行人擁ること無くは、関司の最と
為よ。

と、関の勤務評定について、行き来の人が滞ることがなければ、
関司の最とすることある。この関司について、次の『考

課令最条、第五十』には、

一最以上四善有らば、上上と為よ。〃

と、「一最以上」とある。これについて『令釈』（『考課令最条、
第五十』の注釈）は、

〃国司有二関司併国司之最一。〃

とし、関司と国司を同等とみる。吉永匡史氏「律令制下におけ
る関割の機能」『日本歴史』、七七四号、二〇一二年／『律令国
家の軍事構造』、同成社、二〇一六年七月所収）は、

国司などの統括官を筆頭に、守固する軍事力までを含めた
総体が広義の「関司（セキノツカサ）」であるとみてよい
だろう。狭義の「関司」は考課令最条（関司之最）の対象
である国司とすべき

と述べる。首肯できる見解である。たしかに、『続日本紀』和
銅二年（七〇九）九月二十六日条を見ると、

従五位下藤原朝臣房前を東海・東山の二道に遣して、関割
を檢察し、風俗を巡り省せしむ。仍て、伊勢守正五位下大
宅朝臣金弓、尾張守従四位下佐伯宿禰大麻呂、近江守従四
位下多治比真人水守、美濃守従五位上笠朝臣麻呂に、当国
の田各一十町、穀二百斛、衣一襲賜ふ。その政の績を美す
ればなり

とあるように、藤原房前が、東海・東山道の関を檢察して、伊勢・尾張・近江・美濃などの四国守に褒賞を与えている。褒賞を与えられた国守の中には、三関以外の関を統括する国守がいたことは明確である。この褒賞は、先の『考課令最条、第四十九』にある「関司の最」に則ったものであろう。したがって、国司による関の管掌・守固が、三関だけに限定されるわけではなく、一般的な関でも有効であった。当時の法令にしたがえば、関の管掌・守固、軍団、兵士の差配といった統括責任は、その関が存在する国の国司にあつたということになる。

当該歌の作者である大伴家持は、当時、越中国の国守であった。すると、当該歌「礪波の関に明日よりは守部遣り添へ君を留めむ」は、国守である家持が国府から礪波関に兵士を差配するという、当時の法令に則った歌表現と考えることができる。『窪田評釈』が、当該歌を「国守としての立場よりの語」としたことは一理ある。

さらに、時代は下るものの、『河海抄』巻十二(『国文註釈全書』第三卷、國學院大學出版部、一九〇八年六月)がひく「弘仁式」には、

菊多剗関

在陸奥国 能因歌枕 俗にはきくたのせきと云。八雲御抄河内云々。

弘仁式云

太政官符

応給考陸奥国外散位三十三人事

擬郡司廿八人 白河菊多剗守六十人 自略之

右直国府外散位等如件。省宣承知依件給考。

延暦十八年十二月十日

とある。ただ、『河海抄』には、「弘仁式」とあるが、「弘仁式」には、右の記載はない。『弘仁格抄』(「第三式部下」新訂増補、国史大系、第二十五卷)に、

応給考陸奥国外散位三仟拾參人 延暦十八年十二月十日

と記載される。太政官符は、「弘仁格」に収録されていたと考えられる。「弘仁格」と『河海抄』に記載される外散位の人数に違いはあるものの、国府に直していた外散位が白河・菊多の剗関に派遣されることはあつたといえよう。国府から兵士を関に派遣することがあつたということの傍証になる。

当該歌は、大伴家持が当時の法令に則り、国司としての権限を使い、機能していた礪波関に兵士を派遣し、平栄一行を引き止めようという、具体に基づいた惜別歌ということになる。当時、礪波関が機能していたと考えることができるからこそ、歌の世界において、「礪波の関」に「守部遣り添へ君を留めむ」と歌われることが活きてくるのである。

なお、関については、市大樹氏「日本古代関制の特質と展開」『歴史学』、二二三号、二〇一五年十一月／『日本古代都鄙間交通の研究』、塙書房、二〇一七年二月所収）に次のような指摘がある。

関と剗は、法的にみても、構造面・設置主体からみても、明らかに区別される。もともと、剗を「関」と史料が少数ながら存在する。しかし、文字表記の多彩な木簡や文学的修辞の施されやすい『万葉集』については、額面通り受け取ることができないであろう。関・剗のいずれも（さらに塞も）、和語でいえばセキとなるからである。

ここまで、礪波関を「関」として考えてきたが、当該歌の礪波関の原文表記が「刀奈美能勢伎」である以上、「剗」としての可能性もある。「関」と「剗」との違いについて、前掲、吉永論文は、

関は中央政府が、全国統治を維持するうえで政治的に必要な地点へ設けた国家的重要施設であり、厳密な検査を経て発給された過所を行人に提出させて勘過することは、天皇と中央政府の許可があつてはじめて可能であつた。これに対し、剗は国司が国内統治の必要に応じて任意に設置でき、往來の検閲所であつたとみられる。したがつて、「関」

は京師防衛を最重要目的とした中央政府の全国支配の安定化を主眼とし、「剗」は各国内の民衆支配の安定化を目的とした、とそれぞれとらえるべきである。両者は八世紀以後に使われるようになり、漸次その区別が図られるようになっていったと推測される。

と指摘する。前掲、市論文もこの指摘を踏襲する。ただし、このように、関と剗が区別されていたとしても、両方もが過所を必要とし、国境を監視するものであり、その統括権限は国司にあるということは共通する。当該歌の礪波関が「剗」であつたとしても、当該歌は、当時の法令に則り、国司としての権限を使い、平栄等一行を、機能していた礪波関に引き止めようと歌つた、具体的に打ち合った惜別歌という、読みの大勢に影響はないと考える。

そこで最後に、これまで考えてきた当該歌の読みと、題詞に「東大寺の占墾地使の僧平栄等を饗す。ここに守大伴宿祿家持、酒を僧に送る。」とあることとの関連を考え、当該歌の性質を明らかにする。

四、歌の性質

当該歌題詞は、国守、大伴家持から旅立つ者（平栄等一行）

のために宴が催され、酒と歌が送られたことをあらわす。これを、『私注』は、「挨拶」と大きな枠組みで考える。仮に「挨拶」としても、それがこれまでに考えてきた当該歌の読みとどのように関わるのか、を考える必要がある。集中、当該歌のように、宴席において、旅立つ者に酒と歌が送られる歌は、次の三例があげられる。

【A】

天皇、酒を節度使の卿等に賜ふ御歌一首 并せて短歌

食す国の遠の朝廷に汝等がかく罷りなば平けく我は遊ばむ手抱きて我はいまさむ天皇朕珍のみ手もちかき撫でそねぎたまふうち撫でそねぎたまふ帰り来む日に相飲まむ酒そこの豊御酒は (6・九七三)

【B】

従四位上高麗朝臣福信に勅して難波に遣はし、酒肴を

入唐使藤原朝臣清河等に賜ふ御歌一首 并せて短歌

そらみつ大和の国は水の上は地行くごとく船の上は床に居るごと大神の斎へる国そ四つの船舶の舳並べ平けくはや渡り来て返り言申さむ日に相飲まむ酒そこの豊御酒は (19・四二六四)

反歌一首

四つの船はや帰り来としらか付け朕が裳の裾に斎ひて待たむ (19・四二六五)

右、勅使を發遣し并せて酒を賜ふ。楽宴の日月未だ詳審らかにすること得ず。

【C】

庭中の牛麦が花を詠む歌一首

一本のなでしこ植多しその心誰に見せむと思ひそめけむ (18・四〇七〇)

右、先の国師の従僧清見といふもの、京師に入るべく、因りて飲饌を設け饗宴す。ここに主人大伴宿祢家持、この歌詞を作り、酒を清見に送る。

【A】は、節度使壮行歌である。題詞に「天皇、酒を節度使の卿等に賜ふ御歌」とあり、天皇が節度使に酒と歌を送ったことがわかる。そして、歌では、初句「食す国の」から第十三句「うち撫でそ」まで、大任の劳いが歌われる。そして、第十四句から結句、「ねぎたまふ帰り来む日に相飲まむ酒そこの豊御酒は」は、無事の帰朝のあかつきには再び酒を飲むことが歌われるのである。すなわち、送られた酒と歌の内容が強く結び付いている。酒と歌を送ることは、別れを惜しむとともに、再び会うことを強く意識したものと考えられよう。

次に【B】は、遣唐使壮行歌である。題詞には「従四位上高麗朝臣福信に勅して難波に遣はし、酒肴を入唐使藤原朝臣清河等に賜ふ御歌」とあり、左注には「右、勅使を発遣し并せて酒を賜ふ」とあるから、先の節度使と同じく、任地に赴く前に壮行会が開かれ、天皇から酒と歌が送られたといえる。そして歌は、「四つの船舶の舳並べ平けくはや渡り来て返り言申さむ日に相飲まむ酒そこの豊御酒は」と、唐からの無事の帰還と再び酒を飲むことが歌われる。ここでも、先の節度使壮行歌と同じく、送られた酒と歌の内容が強く結び付いているのである。壮行の場において、酒と歌を送ることは、惜別と、後に会うことが強く意識された行為といえよう。

そして、【C】の歌は、左注を見ると、帰京する国師の従僧、清見に対して、主人、大伴家持が開いた私的な宴で、歌と酒が送られたことがわかる。【C】歌は、【A】、節度使壮行歌や、【B】、遣唐使壮行歌ほど、厳かなものではないが、送別の場面で歌と酒が送られたことには、注意すべきである。そして歌われた状況（帰京する者に対して、大伴家持が私的な宴を開くという状況）は、当該歌と類似する。

そこで、【C】の歌表現を見る。【C】の歌では、「一本のなでしこ植ゑしその心」と、庭に「なでしこ」を植えた思いが

歌われる。「なでしこ」は、女性の譬喩を引き寄せやすい植物である。しかし、【C】歌の「なでしこ」は、異性に譬喩するものではなく、客観的事物として読み取るべきであろう。そして、庭に「なでしこ」を植えた思いは、「誰に見せむと思ひそめけむ」（あなた以外の誰でもなく、あなたに見せようと思つてのこと）という心情に結び付く。ここでは、【A】、節度使壮行歌や、【B】、遣唐使壮行歌のように、歌に酒が歌われているわけではないものの、「思いそめけむ」と歌われることが重要になる。集中、「思いそめ」ることを歌う歌は、三例。

① 宇治川の水沫さかまき行く水の事反らずそ思ひそめてし
(11・二四三〇)

② 磯の上に立てるむろの木ねもころになにしが深め思ひそめけむ
(11・二四八)

③ 燈火の光に見ゆるさ百合花ゆりも逢はむと思ひそめてき
(18・四〇八七)

宇治川の流れにたとえて後戻り出来ないほど、相手を思い始めたという、自身の恋心の表出を歌う①の恋歌や、むろの木に寄せて、心をつくして相手を深く思い始めた歌う②の恋歌。そして、③歌は、将来にでも逢うことを思い始めた、相手との後の出会いを歌う歌である。「思いそめ」ることは、歌の世

界において、恋の心情の表出として把握できよう。

ただし、『全注 卷第十八』は、「ゆりも逢はむと思ひそめてき」の二句を、「恋歌仕立て」と説く。たしかに、③歌の題詞、「同じ月の九日に、諸僚、少目秦伊美吉石竹が館に会し飲食す。ここに主人、百合の花縵三枚を造り、豆器に置ね置き、賓客に捧げ贈る。各この縵を賦して作る三首」を踏まえたうえで、歌表現を考慮すると、③歌「ゆりも逢はむと思ひそめてき」は、恋歌に似せて、後の（帰京後の）親交を歌った表現といえる。こうした恋歌に似せて、後の交友を歌うことについて、松田聡氏「万葉集の饗宴の歌―家持送別の宴を中心として―」（『国語と国文学』第八八巻第六号、二〇一一年六月／『家持歌日記の研究』塙書房、二〇一七年十月所収）は、饗宴の歌の場合、多くは「相聞歌的な発想の延長上にあるのではないか」と指摘し、さらに「家持に関わるものに限って、例外的に交友を志向する作が確認できる」ことを述べる。首肯すべき指摘である。さらに松田論文の指摘は、【C】歌を考える際に有効である。【C】歌は、主人、大伴家持から、帰京する清見への、恋歌に似せて親愛の情が込められた別れを惜しむ歌であり、後の交友をも視野にいたれた歌と考えられよう。

この【C】歌の性質を参考にして、改めて、当該歌の性質を

考えてみたい。当該歌は、当時の法令に則り、国司としての権限を使い、機能していた礪波関に平栄等一行を引き止めようという、具体に基づいた惜別歌であった。歌をそのまま受け止めれば、『全歌講義』が「守部をふやして力づくでも引き止めようというのだから穏やかでない」と述べる通り、穏和な歌とはいえない。

しかし、当時、平栄が、天平感宝元年四月の詔に従い、東大寺から墾田開拓のため、派遣されて来たことや、題詞に「僧平栄等を饗す。ここに守大伴宿祿家持、酒を僧に送る歌」とあることを考えれば、当該歌が、大伴家持と平栄との間に確保された穏和な関係を前提に交わされていることはいままでもない。宴の場で、酒を送り、後の交友を志向し、国司の権限を使って平栄一行を引き止めることを歌う当該歌は、国司としての立場を誇大にあらわして笑いを誘う歌といえよう。

五、おわりに

これまでの当該歌の読みには、礪波関の機能が失われたことを歌の読みに反映するものがあつた。また、当該歌を「挨拶」や「惜別」という大きな枠組みで捉える傾向にあつた。

しかし、北陸道の交通制度や、国境への監視という面から、

天平感宝元年五月五日当時、礪波関が廢関であったとは考えられず、むしろ、重要な要素として機能していたことを考えることができる。さらに、関のはたらきを考察することで、礪波関の統治者、ならびに差配の権限は、その関を管理している国の国守、大伴家持にあったことがわかった。当該歌は、機能していた礪波関に、国司の権限でもって守部（兵士）を遣わして引き止めるという、当時の法令に則った歌であった。かかる歌が、宴の場で酒と一緒に送られる。当該歌は、国司の立場を誇大にあらわし、平采等一行との別れを惜しむことを歌った戯笑歌であり、後の交友を志向する歌と考えるのである。

こうした歌の読みが許されるのであれば、当該歌が、家持歌日記、とりわけ卷十八の中で、どのような位置付けがなされるのか、ということに考えねばならない。すでに卷十八については、山崎健司氏「結章1家持の作歌活動と《家持歌集》の成り立ち」〔大伴家持の歌群と編纂〕、塙書房、二〇一〇年一月）に、

越中において京師との関係を念頭におく作品が目立って多い。これは、卷十八のトーンをなすものとして、注目に値しよう。

という指摘がある。「卷十八のトーン」を明確にするためにも、

天平感宝元年五月五日の大伴家持歌の性質

卷十八や家持歌日記の中で、交友を志向する性質の差異を分析する必要があるのである。ただし、それを考えるには、個別に歌の考察を進めることや、家持歌の全体像を把握する必要がある。その点は今後の課題としたい。今は、古代北陸道に関わる歌をとりあげ、古代北陸道の軍事・防衛文化、特に関のありようについて考え、歌の読みを深めるに留める。

〔注〕

(1) 古代北陸道の交通形態については、金田論文の他に平川南氏「過所様木簡（六号木簡）」〔発見！古代のお触れ書き 石川県加茂遺跡出土加賀郡勝示札〕、石川県埋蔵文化財センター、二〇〇一年十月／『古代地方木簡の研究』吉川弘文館、二〇〇三年二月所収）にも詳細な論がある。

(2) 古代北陸道に関わらず、関のありようについては、吉永匡史氏「律令制下における関割の機能」『日本歴史』七七四号、二〇一二年／『律令国家の軍事構造』同成社、二〇一六年七月所収）や、市大樹氏「日本古代関制の特質と展開」『歴史学』二二二号、二〇一五年十一月／『日本古代都鄙間交通の研究』塙書房、二〇一七年二月所収）に詳しい。

(3) 万葉集の引用は、塙書房CD-ROM版に拠ったが、私的に改めた箇所もある。なお、当該歌の「礪波の関」には原文表記を付した。

(4) 天平感宝元年五月五日時の礪波関の機能については、拙稿「天平感宝元年五月五日時の礪波関の機能」〔文学・語学〕元

号と文学特集号、第二十七号、二〇一九年十二月）で論じた。
(5) 「明日よりは」あるいは「明日ゆりや」について、渡辺護氏『明日よりは』とうたう意（『萬葉』第四百十号、一九九一年十月）は、

（「明日よりは」あるいは「明日ゆりや」は―引用者注）
大概の場合、数首の他の歌と関連して初めて歌としての意味をもつことが多い、いわゆる歌群の中の一首であることがあつたであろう。したがってそうした一首一首がもつ本来の価値は、それが属する個々の歌群の中で改めて問われる必要がある。

として、「明日よりは」あるいは「明日ゆりや」を一首単独ではなく、それに関連する歌群の文脈の中で考えることを提唱する。しかし当該歌は、歌群ではない。単独で歌の表現を考えるべきであろう。

(6) 『河海抄』に記載される「弘仁式」については、吉永匡史氏「律令制下における関刻の機能」『日本歴史』七七四号、二〇一二年／『律令国家の軍事構造』同成社、二〇一六年七月所収）に詳しい説明がある。

（付記）

本稿は、拙稿「天平感宝元年五月五日時の礪波関の機能」（『文学・語学』元号と文学特集号、第二十七号、二〇一九年十二月）の続編である。併せて御一読願えれば幸いである。

（おだ よしひさ・関西大学東西学術研究所）